

平成 24 年 10 月 26 日
日 本 銀 行

平成 24 年度および 25 年度における日本銀行の
職員給与の減額支給措置について

日本銀行は、東日本大震災からの復興に協力する趣旨から、平成 24 年度および 25 年度限りの臨時特例措置として、下表の減額率により職員給与の支給額を減ずることとした。

このため、日本銀行法第 31 条に基づき定めた「日本銀行における職員の給与等の支給の基準」の「特則」（別紙）を本日新たに定め、財務大臣への届出を行った。

なお、本措置および本年 3 月 14 日に決定した役員給与の減額支給措置による役員給与削減の合計額は、平成 24 年度、平成 25 年度分を合わせて 50 億円程度となる見込みである。

	減額率
管理 1 級	▲9.79%
企画役補佐級	▲8.24%
その他の職員	▲5.94%

以 上

平成２４年度および２５年度における「日本銀行に
おける職員の給与等の支給の基準」の特則

「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）に基づき、国家公務員の給与の減額支給措置が講じられ、また、特殊法人等の役職員の給与についても、こうした国家公務員の給与の動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう、政府から要請があったこと等を踏まえ、日本銀行としても東日本大震災からの復興に協力する趣旨から、平成２４年度および２５年度限りの臨時特例措置として、職員の給与について、国家公務員の給与の減額支給措置に準じた減額を行うこととし、次のとおり取り扱うこととする。

平成２４年度および２５年度における事務職員、技術職員および庶務職員（満年齢５５歳以上の給与減額措置の対象となる者を除く。以下「対象職員」という。）の年収は、各年度において「日本銀行における職員の給与等の支給の基準」（平成10年9月21日付政第178号別添1）に基づき定めた年収（以下「基準年収」という。）から、基準年収に下表に掲げる対象職員の区分毎の支給減額率を乗じて得た額を減じた額とする。各年度における賞与の支給率は、下表の区分毎に、対象職員の年収が、本措置による減額後の額となるよう定める。

対象職員の区分	支給減額率
１．管理１級	１００分の９．７９
２．企画役補佐級	１００分の８．２４
３．１．および２．以外	１００分の５．９４

ただし、平成２４年５月賞与の暫定支給額が本措置による減額後の同年同月賞与の支給額を上回る場合には、その差額は、原則として、同年１１月賞与、２５年５月賞与および同年１１月賞与において均等に分割して控除する。